

◎新潟県選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、長岡市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

令和2年9月11日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
長岡市上川西コミュニティセンター分室 （旧長岡市上川西コミュニティセンター）	長岡市下柳2丁目5番29号	講堂 和室1及び和室2	203.50 55.08	令和2年9月1日